

◇ 乳幼児健診(乳幼児健康診査)

*乳幼児健診事業の歩み

「わが国の乳幼児健診事業は、国民皆保険が成立する以前から医療保険制度とは独立して、主に自治体の施策として発展してきた。1937年(昭和12年)に保健所法が制定され、保健所における乳幼児保健指導が開始された。1939年に愛育会と中央社会事業協会が提唱した「乳幼児一斉健康診断」が、わが国の乳幼児健診の始まりとされる。

*各市町村における乳幼児健診を実施する目的

「わが国の乳幼児健診事業は、母子保健法に基づいて実施されている。第12条には「市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。」と定められ、「満一歳六ヶ月を超える満二歳に達しない幼児」(1歳6ヶ月健診)および「満三歳を超える満四歳に達しない幼児」(3歳健診)を対象とする健診は、法定健診とも言われる。これ以外の対象者については、第13条に「前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。」と定められている。

※乳幼児健康診査事業実践ガイド 2018年度乳幼児健康診査事業実践ガイドから一部抜粋

*実施場所

各市町村の保健センター・子育て支援センター等で実施。

対象年齢: 1か月健診(医療機関)

4か月健診 10か月健診 1歳6ヶ月健診 2歳6ヶ月健診 3歳6ヶ月健診

開催日: 各市町村のホームページ・乳幼児健診カレンダー等を参照してください。

お子様の誕生日毎の開催となるため、対象となる日時をご確認し、来所してください。



*健診スタッフ

👉 医師(小児科・歯科)・保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士・保育士・心理士等

*健診を実施する目的は他にも、乳幼児の病気の予防と早期発見、健康の保持・増進です。自治体が実施する健診ですので、基本的に費用は無料です。



*確認することは、身体の発育状況(身長・体重・頭囲・腹囲など)、栄養状態の確認(離乳食の相談など)、予防接種の実施状況、股関節や皮膚トラブルの確認、歯科衛生士によるブラッシング指導、子どもの発達状況の確認(首座り、ハイハイ、つかまり立ち、手先の操作、言葉の発達等々)を行います。

*初めての出会いの場

健診の場は、発育の確認だけでなく、色々な専門スタッフとの出会いの場であり、同じ月齢の子どもさんを育てる保護者の方との出会いの場でもあります。子育てしながら成長する我が子を微笑ましく見守る日々には、かわいい、楽しいといったポジティブな感情だけでなく、不安や悩み、不眠によるイライラなどネガティブな感情を抱くこともあると思います。そうした様々な思いを保護者との交流はもちろん、子育てにおける分野別の専門スタッフが健診の場にはいますので、日々の不安や悩みも気軽に相談できる場です。少し話すのが苦手…、という方こそ、子育てについて相談してみてください。

